

平成 21 年 6 月  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
（内線：39538）  
代表 03-5253-8111

内装の制限を受ける調理室等の内装の仕上げの制定に関する  
パブリックコメントの募集の結果について

国土交通省では、平成 20 年 4 月 26 日から 5 月 25 日までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見については、取りまとめの便宜上、集約させていただきました。また、ご意見については、本改正案に直接関係する部分に限らせていただきました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
<p>昭和 46 年住指発第 44 号第 2・11 では、「季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象としない」としているが、本告示案の「ストーブを設けた室」に「季節的にストーブを用いる室」は含まれるか。</p>	<p>本告示におけるストーブとは、季節に応じて移動するものではなく、据え置き型のストーブを想定しています。</p>
<p>細かな寸法が規定されているため、施行規則においても、詳細な明示すべき事項を設けてほしい。</p>	<p>本告示の適用を受ける場合にあっては、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2 (15) の (ろ) 欄に掲げる「室内仕上げ表」その他の図書において必要な事項を明示すべきと考えます。</p>
<p>第四第一項ロ(1)について、不燃材料の板を設ける理由如何。</p>	<p>ストーブからの輻射熱の影響を有効に遮断するためです。</p>
<p>厨房については火気から一定距離の部分を不燃化すればよく、一定距離以上の部分の仕様は使用者の裁量ではないか。</p>	<p>本告示は、火気使用設備から一定の距離について不燃材料の使用を求め、かつ、それ以外の部分についても一定の性能を求めることによって、室全体としての防火上の安全性を確保するものです。</p>
<p>ストーブ・暖炉の開口部直下の床材について制限する必要はないか。</p>	<p>建築基準法第 35 条の 2 における内装制限の対象は、壁及び天井(天井のない場合においては屋根)となっております。ただし、ストーブ内の灰を排出するなど、防火上の注意が必要な場合は、床について一定の不燃性能を有する材料を使用するなどの措置を講じることが望ましいものと考えます。</p>

<p>マントルピースは壁として取り扱われるのか。</p>	<p>壁の一部として取り扱われます。</p>
<p>第二第一号前段『こんろから天井までの垂直距離』及び第二第二号中段『当該こんろの直上の天井部分を中心として』とは、レンジフードが設けられている場合でも天井面と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>御指摘のあった部分は、告示第一第一号イに規定する「こんろ垂直距離」に該当する部分ですが、本告示ではレンジフードの有無に関わらず、こんろの加熱部の中心点から天井までの距離をもって当該距離を規定しています。</p> <p>なお、「こんろ可燃物燃焼部分」に設置されているレンジフードについては、壁・天井と同様に不燃材料を使用することが望ましいと考えます。</p>
<p>第二第一号口においては 12.5mm 以上のせっこうボード等が規定されているが、大臣認定を受けている準不燃材料を使用してもよいか。</p>	<p>使用できません。</p>